

○ 財務省令平成二年三月二日付、昭和五十七年大蔵省告示第百二十六号(以下「利付国庫債券(十年)」)に規定する。この規定に基づき、利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第百二十六号)は、本件等を除く。次のとおり告示する。

財務大臣 菅直人

四	三	二	一
發行方法	用振替法の適	の法律発行項及び根拠	の法發号名稱及び記

し定あ争争う札価振の以律社六十に律に資た運十財回^一、めつ入入^二へ格替適下へ債条九特第関特め営四政^三価らて札札に以を機用「平、第年別十す別のに号法^四格られ、と發行による競争は受け日本銀行の付けるも^五、競争た利^六格^七同時^八にと^九發行^十格^{十一}競^{十二}争^{十三}て行^{十四}い^{十五}、^{十六}札わ^{十七}す^{十八}る^{十九}、^{二十}札わ^{二十一}す^{二十二}る^{二十三}、^{二十四}の規^{二十五}の定^{二十六}。法^{二十七}利^{二十八}お入価^{二十九}と^{三十}る^{三十}そ^{三十一}規^{三十二}の^{三十三}定^{三十四}。法^{三十五}利^{三十六}募^{三十七}率^{三十八}い^{三十九}札^{四十}格^{四十}格^{四十}と^{四十}る^{四十}そ^{四十}規^{四十}の^{四十}定^{四十}。法^{四十}利^{四十}付^{四十}國^{四十}庫^{四十}債^{四十}券^{四十}(^{四十}年)^{四十}(^{四十}年)、^{四十}利^{四十}付^{四十}國^{四十}債^{四十}の^{四十}規^{四十}定^{四十}。

五

ハロイ
方募

債行争非者特国札非
市及入価・別債發競
場び札格第参市行争
特国發競I加場入
入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
札特の者財後格競債め別つ入るらを定
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を行
行參よと大行争入場も加、と發のる入受
「加るに臣わ札特の者財同行に価額け
と者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
い・行募各れの行參よと大にとるをよ各
う第へ限國る募「加るに臣行い發そり申
。」II以度債入と者發応がわう行の加込
非下額市札のい・行募各れ。」以發重み
価一を場で決。」第へ限國る、下
格国定特あ定。」I以度債入価一価均應
競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ

発

ハ 口

特 国	札 非	入 價	入 價	・ 別
別 債	發 競	札 格	行 札 格	第 參
參 市	行 争	發 競	發 競	II 加
加 場	入	行 争	額 行 争	非 者

条特五国条特十つ定十で利第別六つ定に資た運十つ定う億額
の別億債の別一いに五三付一会十いに關特め當五いにち円面
規会八に規会億て基万千国項計九て基す別のに億て基、金
定計千つ定計八はづ円七債のに億はづる会公必八はづ財
にに三いにに千、き、百に規関三、き法計債要千、き政
基關百て基關百額發同三つ定す千額發律かのな七額發法
づす万、づす七面行法十いにる五面行第ら發財百面行第
きる円額きる十金し第一て基法百金し二の行源八金し四
發法面發法五額た四億はづ律九額た条繩及の十額た条
行律金行律万で利十九、き第十で利第入び確万で利第
し第額し第円四付七千額發四万四付一れ財保円七付一
た四でた四千国条四面行十円千国項の政を、千国項
利十九利十百債の百金し六、九債の特投図財百債の
付七付七四に規五額た条特百に規例融る政五に規

九八

二

振額最

替 単 位	低 額 金	行 入 札 發 競 II	争 ・ 債 格 第 加 場	非 者 債 市 參 競 I	者 債 市 參 競 加 場	特 札 行 發 競	国 格 争 競 行 競	入 札 入 行 入 發	価 格 競 競 争 競	払 金 額 額
-------------	-------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------

額の振 の記替 整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 九 十 七 億 七 千 七 百 四 十	六二 万千 円三 百九 十七 億七 三百 四千 四万 一万 四十 千	千六 九百 円六 三億 四千 七千 二百 四百 一万 四十 五千	九兆 百六 百 二億 四十 二千 二百 四千 一万 一百 五十 万	円二 兆百 百 二 十 二 億 千 二 百 四 十 一 百 五 十 万	三国 百債 八規 十定 三定 億基 円づ 額基 面發 金行 額第 でた 二利 千付	条特 の別 に規 計定 いに て基 、づす きる 法律 し第 四利 七付	百国 九債 十に 二つ 億い 円て 、 額 面 金額 で 千八
--	---	---	--	--	---	--	---	--

七

ハロイ

二

振額最

替 単 位	低 額 金	行 入 札 發 競 II	争 ・ 債 格 第 加 場	非 者 債 市 參 競 I	者 債 市 參 競 加 場	特 札 行 發 競	国 格 争 競 行 競	入 札 入 行 入 發	価 格 競 競 争 競	払 金 額 額
-------------	-------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------

十
三
二

十
十
イ
一
發

の經利入価・別債行争非者特国札非入価發
払過札格第参市及入価・別債發競札格行行
込利發競II加場び札格第参市行争發競価
み子率行争非者特国發競I加場、入行争格日

(二)	(一)年	錢額以額	平す
の口るに	む十式は一	面上面	成る。
に座も係發	も号に、募・	金の金	二。
つにのる行	のによ払入四	額そ額	十二。
い記と所時	と規り込決パ	百れ百	十二。
て載し得に	す定算金定一	円ぞ円	年三月
は又て税お	るす出額のセ	にれに	三月
、は振がい	。るしに通ン	つのつ	二十三
前記替源て	期た加知ト	き応き	日
記録口泉、	日金えを	百募百	
(一)さ座徵そ	に額、受	円価円	
のれ簿収の	払を次け	六格六	
算る中さ利	い第のた	十	
式ものれ子	込二算者	一二	錢

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{3}{365}$$

二十九十八七十六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
二十二年三月二十三日
本面成子、支年銀金三をそ払三行額十支の期月百二十円日
額平利てを毎年う以し十円年う以し十円に三。前、日つ月六各及き二月支び百十円に期月間に払九円日
利と二すお十
後第の二期利期子以

額面金額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時額金にす次そ銀額し二除税外しは者にへ額よる号の行を、十すの国た、又おたにり期及翌休支次二る税法金前はいだ百算日び営業払の年こ率人額記外てし分出に第業日う算九とをがに(一)国取、のしつ十日に。式月が乗適当の法得当二たい六にたに二でじ用該算人す該十金て号支當だよ十きたを非式でる國を額同に払たしり日る金受居にあ者債乗かじおうる、算を。額け住よるがをじら。いへと支出支。いへと支し払。て以き払し払

る者り場非發た當を所又算合居行金該